

「裁判員経験者との意見交換会」議事録

1 日 時

平成31年2月14日（木）午後2時30分から午後4時00分

2 場 所

長崎地方裁判所大会議室

3 主催者

長崎地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者 4名（1～4番（以下番号で表記））

長崎地方裁判所長 田 口 直 樹（司会）

長崎地方裁判所裁判官 小松本 卓（刑事部部総括判事）

長崎地方検察庁検事 藤 原 伸 二

長崎県弁護士会所属弁護士 山 本 真 邦

長崎司法記者クラブ所属記者 4名（A～D（以下アルファベットで表記））

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

1 所長あいさつ

○ (田口所長)

これから意見交換会を始めたいと思います。私は長崎地方裁判所長の田口と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

裁判員制度の施行から今年5月で10周年を迎えることとなります。これまで長崎でも多くの裁判員裁判の審理・判決が行われ、多くの方々に裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加していただきました。

本日の意見交換会には、4人の裁判員経験者の方に御参加をいただきました。皆さんには、お忙しい中、意見交換会に御参加いただきありがとうございます。

皆さんには、裁判員としての経験を振り返っていただき、御意見や御感想をお話しいただきたいと思います。そして、今回は裁判員制度10周年の特別企画として、司法記者クラブ所属の記者の方4名にも出席していただいております。意見交換会の中では、記者の方からの質問を中心に裁判員経験者の方に御感想などを語っていただきたいと思っております。

それでは、裁判員経験者以外の参加者を御紹介いたします。順不同で御紹介させていただきますが、読売新聞のA記者、毎日新聞のB記者、NHKのC記者、そして、NBCのD記者です。法律家側から、検察庁から藤原検事、弁護士会から山本弁護士に、裁判所から小松本裁判官に出席していただいております。お三方には、裁判員経験者或いは記者の方からの質問があればお答えいただければと思っております。

2 意見交換

それでは早速ですが、意見交換会に移らせていただきます。

本日の進行ですが、まず始めに裁判員経験者の方々から、全般的な感想を伺い、その後、記者の皆さんからテーマごとに質問をしていただき、その質

間を中心に経験者の皆さんに御意見御感想を話していただきたいと思います。意見交換会は、1時間程度を予定していますが、最後に経験者の皆様から、今後裁判員になられる方へのメッセージをいただきたいと思います。その後、休憩を挟んで、傍聴されている報道記者の皆さんからの質問の時間を20分程度設けています。皆さんの御協力をお願いいたします。

□ 裁判員裁判に参加しての全般的な感想，印象

○ (司会者)

それでは、早速でございますが、お一方ずつ御経験された事案を私のほうで概括的なところを御紹介させていただきますので、番号1番の方から、全般的な感想をいただければと思います。

まず、1番の方は、殺人事件で、審理，評議，判決まで3日間の裁判に御参加いただいた方ですが、今の時点で全般的な御感想，御意見等についてお願いいたします。

○ (1番)

裁判が始まる前は正直言って不安でした。まず、11月頃に最高裁判所から封筒が届いたときは、「これは何だろうと。何も悪いことしてないけど。」とびっくりしました。というのは、裁判員制度が始まっているということも頭に無かったんです。次の年の正月は暗い正月でした。ただ、実際に裁判員に選任されて、評議を何回か繰り返したんですが、裁判官の方が非常に親切に、私たちのどんな質問にも丁寧に答えてくださり、全く心配する必要はなかったというのが裁判が終わった後の私の印象でした。そして、裁判員経験を通じて、裁判について非常に身近に感じるようになり、テレビ新聞等でも裁判員裁判に目や耳が行くようになりまして、裁判そのものを非常に身近に感じるようになりました。

○ (司会者)

ありがとうございます。それでは、続いて2番の方をお願いします。2番

の方は、4日間の審理、評議等をした強盗致傷事件の裁判員裁判に参加していただきました。よろしくお願いいたします。

○ (2番)

私も不安感が一杯だったのですが、まずは事務の方の優しい説明、あと、裁判長を始めとする裁判官が本当にフレンドリーなんですね。最初は堅苦しい裁判官の方々ばかりなんだろうなと思っていたんですが、気軽に参加することができました。それと、私たちの裁判のときは、判決を言い渡すときに、被告人が倒れまして、そのときはどきっとしました。倒れるくらいショックだったのかなど。一般人の一般的な常識を持ち込んで、この制度がより良いものになっていけばいいのかなと思うと同時に、怖いと思うのは、裏社会の裁判になったら、狙われるのかなとかそういう不思議な感じもしました。とにかく、どなたでも気軽に参加すれば、手取り足取り教えていただけるし、裁判の言語集みたいなものもありますから、スムーズに裁判員の仕事ができたとと思います。

○ (司会者)

ありがとうございました。続いて3番の方お願いいたします。3番の方は傷害致死の裁判で合計5日間参加していただきました。よろしくお願いいたします。

○ (3番)

初めての経験で自分の身の回りの方にもそういう経験をした方がいなかったんですが、裁判の一連の流れも良く分かり、貴重な体験だったと思います。それと、皆さん初対面の方で、初めは意見も言えるのかなと思っていたら、裁判官の方がすごく親切に、一つでも分からないことがあったら、話の流れが掴みにくくなるので何でも聞いてくださいと、他の裁判員の方々も、裁判のときちゃんとメモを取っていて、こういうことだったよねという形で、話ができ、スムーズに話ができただのかなという部分と、ここがちょっと分か

らなかったですという質問も素直に話ができるという形で貴重な体験ができたかなと思っています。あと、職場で、テレビ見たよとか、新聞で見たよとかっていう感じで、やはり今まで知られていなかったことが知られるようになったのかなということで貴重な体験ができました。

○ (司会者)

どうもありがとうございました。では4番の方をお願いします。4番の方は強制わいせつ致傷の事件で4日間御参加いただきました。よろしくお願いたします。

○ (4番)

12月に一年間の候補者になりましたという通知が来たときは、事件内容とかそういうことがまるっきり分からない状態で、しばらくは憂鬱でした。ただ、去年の11月か12月になって、これはもう来ないと安心していたところに、また通知がきまして、それからまたしばらく憂鬱になりました。ただ、裁判所自体がイメージとして暗いイメージ、お堅いイメージがずっとあったんですが、来たら意外とみんな明るくて話しやすく、私が参加した事件は、皆さんの事件よりもどちらかと言えば負担は少なかったかなと思いますが、いい経験ができたと思っています。

□ 裁判員の経験について

○ (司会者)

どうもありがとうございました。

では、本日のメインと言いますか、具体的なテーマに沿って意見交換をさせていただきたいと思います。まず、最初のテーマとしては、裁判員経験について記者の方々から御質問いただいて、経験者の方々の御意見を伺ってまいりたいと思います。どなたからでも結構ですので、記者の方、御質問していただけますか。

○ (D記者)

私から質問をさせていただきます。通知がきて驚くくらいですので、本当に滅多にない経験をされたんだと思います。先ほど、職場の御支援もあったという話もありましたが、裁判員を経験したそのやりがいのところを1番の方から順にお聞きかせいただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○ (1番)

やりがいですか、難しいですね。先ほど言いましたように裁判員を経験したことで、裁判自体を非常に身近に感じるようになりましたし、本当は裁判所自体に対しても、テレビドラマのイメージが強くて、堅い、暗いと。しかし、実際はそうじゃなかった訳です。本当に親切丁寧にいろんなこととお話ししていただけますし、もし今後裁判員になられる方については、全くそういう心配はいらないと、評議で判決をどうするかというところも、自分にできるのかなと人を裁くということができるとかと思っただけですが、判例がずっとありまして、それを見ながら裁判官の方に説明していただきましたし、こちらからの質問に対しても、丁寧に答えていただきましたので、ほとんどストレスもなくできました。

○ (司会者)

経験して良かったことを答えていただくということでもよろしいのでしょうか。

○ (D記者)

そうですね。

○ (2番)

裁判員裁判の報道がしょっちゅう流れていて、重大事件が多いという話も聞きますし、長崎では、犯罪は減っているけれども重大事件は増えているというニュースも見たことがありますし、その中で、裁判官と裁判員が話し合いながら量刑を考えていくんですけども、人の人生を左右する判断に自分

が加わって、なおかつ被告人が更生できるのかどうかについても発言ができますので、そういった面では、自分の主観を言うことにやりがいがあるのかなと思います。

○ (3番)

裁判に参加して、テレビで見ているのと自分が体験するのでは違うし、周りで、テレビとか新聞等で報道されても今まで気に留めなかった方々も、こういうのがあるんだよねという感じで、たまたま研修の会議で発表したりしたので、そのときも、知らないところを聞きたいという意見も出たりして、そういう形で皆さんにお知らせすることができたかなと思っています。

○ (4番)

言葉としては悪いかもしれませんが、私は、裁判員として毎日裁判所にくるのが楽しみでした。今日はどこまで進むかな、今までテレビドラマあたりで見ていた裁判とは違うなと思って、非常に良い経験ができたと思っています。ないでしょうけど、2回目やりますかと聞かれたら「はい」と言うと思っています。裁判の流れと言うのがはっきりと分かって、特に最近は新聞とかテレビを見ていても、今までは、求刑と判決というところを特に気にせず見ていたところが、最近は求刑と判決までしっかりと見て、やはりこれくらいになるんだなと自分で想像しながら、新聞などを読んでいます。

○ (司会者)

一通り御発言いただきましたが、今の御発言を受けて、記者の方から質問ございますか。

○ (B記者)

必ずしも関連している質問じゃないかもしれませんが、先ほど、2番の方が、裏社会だと狙われるのかなというような不安があったとおっしゃていましたが、以前、小倉支部で暴力団関係の裁判員裁判で傍聴席に座っていた暴力団関係者が「よろしくね」みたいなことを言って、全国で初めて検挙され

た事案があったと思うんですが、そういう暴力団とか組織的犯罪を皆さんが担当されたか分かりませんが、もし、そういった不安があつて、裁判所側はどのような支援をされたのかということについて、もし何か感じたことがあればお聞きしたいんですが。

○ (2番)

裏社会の裁判だったら怖いなという発言をしましたが、私は、裁判所の方からは、そういうふうに思う人は、自宅まで送り迎えしますからということを書いてもらい、安心した覚えはあります。

○ (司会者)

裁判員裁判に呼ばれて、やはり、来るまでは不安とかあったんじゃないかと思うんですが、参加するまでの御負担とか、その辺りのところで、どなたかお話しただけの方がいらっしゃればお願いできますでしょうか。

○ (1番)

他人の人生を左右するようなことに関わるわけですね。その点で、自分にそういう判断ができるのかという点が一番不安でした。できれば、始まる前は避けたいと、やりたくないという気持ちがありました。ただ、裁判が進んでいく中で、ざっくばらんにいろんな質問もできましたし、説明もしていただく中で、更に過去の判例の説明をいただき、そういう中で不安と言うのは消えていきまして、一般的な良い判決ができたんじゃないかと思っています。一番は、やはり他人の人生を左右することができるのかということが一番不安でした。

○ (4番)

私も、自分が務まるかという不安はずっと持っていました。ただ、この不安も、裁判所に来て裁判が始まって、一時間もしないうちに次の休憩のときは完全に取れてしまっていました。最初は緊張しましたが、段々慣れというか雰囲気分かってきて安心しました。

○ (C記者)

話が少し変わるんですが、皆さん裁判員裁判に4日から6日間の間参加されたとのことですが、周囲の、職場とか家族への影響はかなり大きいのかなと思うんですが、周囲の方に説明したときに、しっかりと理解が得られたのかというところと、周囲からの理解が得られなくて困ったこととか、悩んだことがあれば伺いたいと思います。

○ (1番)

私はリタイヤしております、囑託でちょっと仕事をしているくらいです、何ら支障はありませんでした。

○ (2番)

最高裁判所から来た書類の中に、上司への報告と家族への報告はいいとしっかり書いてあったので、それを職場に見せたので全く問題はありませんでした。

○ (3番)

裁判所から来た書類の中に、職場の方へという形で書類が入っておりまして、協力していただきたいという趣旨が書いてある文書があったので、職場の上司にそれを渡しました。仕事については、大変は大変だったんですけど、早めに仕事を仕上げて、仕事の段取りをつけたことと、職場の仲間には協力してもらって休みをいただきました。理解してもらえたかなと思います。

○ (4番)

私もちょうどリタイヤした後だったので、仕事面では困りませんでした。仕事の手伝いを臨時でやってほしいという依頼が一週間後くらいにきましたが、それは裁判所の通知が先だったので、裁判を優先してその後だったら仕事を手伝いにいきますよということで、困った調整というのはありませんでした。

□ 守秘義務の負担感について

○（司会者）

関連して何か追加の質問がなければ次のテーマに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、次に守秘義務の負担感について記者の方から御質問があればお願いします。

○（D記者）

私としては、守秘義務についての負担感が一番重いのではないかと考えているんですが、評議の中で話した内容について、審理の途中で、誰かに相談したいなと思ったりしたことはありませんでしたか。判決が終わった後でも、本当に正しかったのかと思って、誰かに意見を聞きたいけど、話せないとかその辺りの悩みがあったら教えていただきたいと思います。

○（1番）

最初はそういう気持ちも出てくるのかなと思っていたんですが、特に誰かに相談したいと思うことはほとんどありませんでした。相談したところで相手も分からないでしょうし、かなり詳しく説明しないと分からないし、そこまで判断に迷ったこともなく、先ほどから繰り返してますが、評議の中で、裁判官が具体的に説明してくれますし、私たちもフランクに質問ができるという中で、一歩裁判所を出たら、自分が担当している裁判のことについては忘れていて、私の場合はそういう状況でした。

○（2番）

評議の内容について話してはいけないというのは分かっていますが、誰かに話したいという葛藤も多少なりともありました。守秘義務を負っている職場、官公庁とかありますけど、民間の会社でも人事とかそういうところもしっかりと守っているんで、今ではしっかり心の中に納めています。

○（3番）

守秘義務という部分では職場でも他言してはいけないよと日頃から言われていますし、相談すると言っても、裁判所の中だけと自分の中で決めていた

ので、そこは割り切って、裁判所は裁判所、家は家、職場は職場みたいな感じで、自分では区別していたと思います。

○ (4番)

私は、裁判員になったよということ自体が守秘義務に当てはまると、一般の人とか私の女房あたりもそう思っているんですよ。そこは別にしゃべってもいいよと言われて。話してはいけないという内容は、はっきり言って覚えていません。しゃべる必要もないし、相手もそこまでしつこく聞きはしませんし、今は名前も何も覚えていません。

○ (司会者)

今の御発言を受けて、記者の方向かございませんか。

○ (A記者)

守秘義務に関しては、どこからどこまでが守秘義務の範囲なのか、判断基準というのは事前に説明がありましたか。

○ (2番)

まず、簡単に裁判長から、評議室であったこと、しゃべったことについては漏らしてはいけないと聞いたので、それ以外の公の法廷での内容とかはいいと聞いたんで、そこら辺ははっきり区別していました。

○ (4番)

私も最初に裁判長の方からきっちり説明いただいて、評議中のこと、言ったら駄目ということは、最初から聞いています。細かい内容までは覚えていませんが。

○ (B記者)

一般論ですが、守秘義務のことで言われている話で、裁判員裁判を経験された方の経験を、もっと市民と共有することで裁判員裁判への理解が深まると一般的に言われているんですけど、そのような観点からすると、ある意味守秘義務というのが、自分がそういう特別な経験をしたのに、そういった経

験を周りの市民に伝えられないみたいな、そういったある種の弊害的な部分もあるんじゃないかなと思うんですが、そういうふうに思われた方はいらっしやいませんか。

○ (2番)

先ほども申し上げましたが、守秘義務について葛藤があったという話ですが、評議室の中で会議している内容は絶対に漏らしてはいけないのですが、制度の中身を良くしていくためには、その中の話も知らないと一般の方は裁判員の人は何をしているのか全く見えないし、当然法律の中に守秘義務はありますが、裁判員裁判のこれからの在り方を考えれば、量刑を決めるところなど、どういうふうな話で協議をしているのかとか、そういうところを公にしていけばもっとより市民に伝わるし、良くなるんじゃないかという気持ちもあります。ただ、それが正解だとも思っていないです。

○ (1番)

なかなか私たちが一般市民の方にお話をするという機会もあまり望めないでしょうから、今日、私たちが出てきて話した意見、「裁判を身近に感じるようになった」、「そんな心配する必要はない」とか、そういう意見を、マスコミの方々がどんどん報道してもらえればいいんじゃないかなと私は思っています。

○ (C記者)

守秘義務があって周りの家族や友人に話せないという状況で、裁判員の皆さんの中で、帰り道とか評議室以外の場で、量刑どうするみたいな相談とかされてるのかなというのが気になったのと、狭い室内で裁判官の方と裁判員の方だけとなると、人の意見に流されているような感覚ってあるのかな、自分の良心に従って考えて決定できているという感覚はあるのかということをお聞きしたいんですが。

○ (1番)

裁判が始まる前は、確かにそういう不安、心配は私もありました。私たちのときには、評議が終わってから何か話すということは全くありませんでした。最初に申しましたように、過去の裁判の判例を見せていただくんですよ。説明していただくんですよ。それで6人が自分の意見を述べて決定したと、それで常識的なラインに落ち着きますよ。一番最初にここだけの話にしてくださいねと言われてますし、評議の中以外で話すことはありませんでした。

○ (司会者)

今話された過去の判例と言うのは、量刑を決める際の量刑傾向と言いますか、だいたいどのくらいの刑の幅になっているかというのを示している資料と言うことですかね。

○ (1番)

そうです。

○ (4番)

私も休憩時間とかは事件に関しての話はまるっきりしてなかったですね。個人的な趣味のことなどはよく話していましたが。裁判が終わって外に出るときは、皆さん一斉に自宅に帰りますので、顔を合わすこともありません。ただ、何百という判例を見るのは疲れました。ただ、自分なりに、これよりも上だね、下だねという判断がついていきますので、徐々に縮まって行って、判決に至ったと私は確信しています。

○ (2番)

補充裁判員さんも含めて話し合いをしてるんですけど、その中でも発言好きな人とか、おとなしい人、若い方とか年配の方とかいますから、意見が偏るのかなと思いましたが、そういった意味での偏りは無かったですね。

□ 裁判員席から見た法廷について

○ (司会者)

では、テーマの3番目に移りたいと思います。裁判員席から見た法廷とい

うテーマになりますが，今日参加されている記者さんも傍聴席に座っているかもしれませんが，記者さんから御質問をお願いします。

○ (D記者)

今日も，たくさんのカメラがある中でご発言いただきましたが，我々記者から見られていることについて，何か精神的なプレッシャーとかありませんでしたでしょうか。どのように私たちのことを見ているか，ちゃんと伝えてくれるのだろうかというようなことを含めてお聞かせください。

○ (1番)

ストレスは全くといっていいほどありませんでした。逆に，今日はどこの記者さんが来てるのかなと眺めていました。今日は，傍聴が多いな，少ないなとか思っていました。

○ (2番)

最前列が記者の方の席になるんですかね。最初は，傍聴が好きなベテランの方が座っているのかなと思いました。後日，前列が記者の方の席だと分かって。確かに初日は多かった気がします。それなりの情報量があるからでしょうね。2日目，3日目で記者の方達も減って行って，記者の方達も忙しいんだなと思いました。

○ (3番)

どなたが報道関係かというのが，初めての経験だったので，緊張してるし，周りをよく見るというのができずに，ただメモを取るのが精いっぱいという感じで，そういう感じで5日間過ごしたかなという感じです。

○ (4番)

私は，どなたが報道の人か傍聴の人か全然区別がつかないし，裁判というのは意外と傍聴人が少ないんだなというのが第一印象でした。それで緊張というのはほとんどありません。

○ (B記者)

裁判中に、自分が担当している事件の新聞記事とかテレビ報道は御覧になりましたか。御覧になったとしたらそれで何か影響を受けたりしましたか。

○ (4番)

報道はありませんでした。

○ (2番)

私が担当した事件は強盗致傷でしたが、そのニュースはなかったと思います。被告人が控訴されたんですけど、控訴された後に、どんな判断になったのかなということは興味を持ちました。

○ (B記者)

1番とか3番の方は多分報道されていると思います。殺人と傷害致死ですので。

○ (1番)

私が担当したときは、初日と判決のときはテレビで報道がありました。当然あるよなと思っておりまして、6時30分からのニュースを見ました。裁判に影響されたかという点、最初と最後ですから全くありませんでした。

○ (3番)

私の時も、最初と最後にテレビ報道があり、新聞等でも載っておりました。同じような内容で書いてあったので、そのとおりだなと思っていました。

○ (司会者)

きちんと報道されていたということですかね。

○ (3番)

そうですね。

○ (B記者)

報道に引っ張られたりとかはしないんですか。

○ (1番)

初日はテレビを見ましたし、新聞も見ましたが、それに引っ張られるということはないと思います。私自身はありませんでした。

○ (3番)

私のときもテレビを見て、引っ張られるということはなく、みんなで話し合いながら決めたので、そういうことはありません。

○ (D記者)

逆に裁判に行く前に見た報道と実際に審理した内容にギャップを感じたり、ちょっと先入観があったなと思ったりしたことはなかったですか。その前に報道があったかどうかは事件によって違うとは思いますが。

○ (1番)

事件が起こってからほぼ1年くらい後だったんですかね、裁判は。だから、その間すっかり忘れていましたね。裁判所に来て、評議していく中で、ああそうだったのかというような感じでした。

○ (3番)

私の時も、全然覚えていないという感じですね。それと、事件等に関与しているという人はシャットアウトだったし、だから、皆さん知らないという感じで、ああこういうことがあったのかなという感じでした。

○ (司会者)

時間の関係もございますので、テーマについてはこの辺りで終了とさせていただきます。最後に、裁判員経験者の皆さんに、これから裁判員を経験される方々にメッセージを一言ずつ順番にお願いしたいと思います。

○ (1番)

最高裁から封筒が届いたときは、これはどなたでもそうだと思いますが、びっくりします。裁判員裁判というのを、みなさん日常生活の中で意識していないと思うんですね。そして、封を切ってみて「ああそうか」という感じで、次に思ったのが先ほど言いましたが、自分に人を裁くことができ

るんだらうかと、そんな人格者でもないし、できるんだらうかと考え、これがしばらくストレスとして残りましたね。人の人生を決めることが自分にできるんだらうかと。ただ、裁判員に選ばれて評議が始まっていく中で、和気あいあいとしてですね、本当の素人の私たちに、裁判官の方が丁寧に説明してくださる、我々もそういう裁判官の方の人柄に触れて、どんなバカみたいなことでも質問できるという状況の中で、不安というものが解消していきました。ですから、今後裁判員になられる皆さんに、先ほども申しましたが、マスコミを通じて、心配はいらないということを報道していただければと思っています。

○（2番）

私たちのときの裁判員に選ばれた人の中には、宝くじに当たったみたいと言っていた方が何人かおられて、じゃあ、宝くじを買おうねという話もしていました。そんな中で、裁判官の方が、手取り足取りというんですか、うまく説明して下さって、一つずつ前進していき、どなたでも参加できるというか、司法に対する一般市民の信頼向上につながることを期待できると思うんですよね。一般的な常識というか視点で評議で発言することによって、より良い制度になればいいかなと思いました。緊張するのは最初だけです。来たら宝くじに当たったという話になりますから。もう一つは、皆さんものすごくフレンドリーだったんですよね。長崎だけがこんなフレンドリーな裁判員裁判なのか、全国的には堅苦しい裁判員裁判があるのかな、この制度の中で、裁判員には優しく指導してフレンドリーなやり方をしましょうみたいな話があるのかなと考えたりもしました。

○（司会者）

今、全国的にどうなのかという話がありましたが、小松本裁判官どうですか。

○（小松本裁判官）

評議の秘密があつてですね、他の裁判官は教えてくれないんですよ。ちなみに、田口所長が裁判長を務めて、私はその陪席を務めた経験がありますので、基本的に、私は所長のやり方をそのまま引き継いだようなやり方でやっております。

○（3番）

最初から私は無理とか考えずに、経験したことがないから、大人になったらいろいろ考えると思うんですよ。でも、初めから無理無理と思わず、ちょっと挑戦してみようかなという気持ちを持たれたらいいのかなって。やはり、女性でも男性でも、ちょっと怖いよねという話も出ましたが、無理なく、みんなで協力し合いながらという形だったので、参加していただきたいなと思います。

○（4番）

裁判員裁判に呼ばれたら、ものすごく苦痛になると皆さん思ってるんですよ。ただ、そんなに難しく考えなくても、結構楽しいと言ったら被告人に悪いですけど、意外と気楽にできますよと。そして判決を出す場合でも、ゼロから判決を考えるんじゃなくて、判例でずっと縮めていくからそんなに負担はなかったと感じています。ただ、疲れはしました。皆さんに言いたいのは、ぜひ良い経験ですので1回はやってみる価値はありますよって思っています。

□ 記者との質疑応答

○（司会者）

傍聴されていた記者の方からも御質問があればお願いします。

○（E記者）

法曹三者の方にお聞きしたいんですが、10年前の裁判員裁判が始まる前と比べて、どういうふうに変化したのか、それぞれのお立場での実感をお聞かせいただきたいと思います。

○（司会者）

それでは検察官からよろしいでしょうか。

○（藤原検察官）

申し訳ありませんが、私は10年前検察官ではございませんでしたので、その前の裁判については全く分からないところですが、一般論としては、より分かりやすいかつシンプルなのというか、そういった立証のスキルを磨いていこうというのが全庁的に言われておりますので、分かり易い、より核心司法ですね、そういったものに対応できるスキル、捜査も全部含めて対応しているのではないかと考えております。

○（司会者）

では、弁護士からよろしいでしょうか。

○（山本弁護士）

私もちょうど裁判員が始まった年に弁護士になりまして、その前は分からないんですが、集中審理と言う形で時間を取るというところが大きく変わったんだと思います。公判前整理手続という形で、期間的には起訴されてから裁判が終わるまでは長いと、ただ、裁判が始まってしまえば集中してやるのでそこはまあ短いという形かなと思っています。

中身については、基本的には法曹三者が分かりやすい裁判ということと、今まで本当にそれが必要だったのか正しかったのかと、証拠調べの在り方一つにとっても普通の裁判だったら要旨の告知で済ませるものもありますけど、全文朗読にする、全文朗読もどういうふうに読めばいいのかとか、そういう一つ一つを、法曹として何となくやっていたところをちゃんと市民に見られるというか、裁判所に自分たちが伝えたいこと、主張をどういうふうに伝えたらよりよいものになるのかというところを意識するようになったと思います。大きな転換点としては、量刑の在り方というのを、ある意味原点に立ち返ったというか、法曹三者がそういうふうな認識で、基

本的に犯情と言われる行為態様とかを中心に考えていくということを基本として、裁判をするというところで、そこが大きな転換点になっているのかなとは個人的には思っています。

○（司会者）

では、裁判官からお願いします。

○（小松本裁判官）

私も10年前はと言いたいところですが、私は裁判官をやっていました。今、検察官と弁護士からお話があったところですが、まず、やはりそれぞれ裁判員の方に向けた立証、分かっていたくための立証というところを考えていただいているところがあるので、そういう意味で、法廷で心証を形成する、法廷で判断ができるという裁判ができるようになったというところが一番大きいのだろうなと思っているところです。それから、もう一つは、量刑の整理がなされてきたという話がありましたが、いろんな意味で難しい法律概念というところが、何となくで過去の裁判では行われてきたところもあるんですが、裁判員裁判をこの10年やってきた中で、我々から裁判員の方に、法律の難解概念、難しい概念というのを理解していただかないといけないというところがありますので、そういう意味で、何となくではなくて、かなり我々の方も勉強するようになったというか、我々の方もそういうところをもっと突き詰めて、こういう説明をすれば裁判員の方に分かっていただけというものをちゃんと作って、その上で裁判に臨むということが行われるようになったということが、かなり変わってきたところだという気がします。

○（F記者）

裁判員の方にお伺いしますが、判例だけで判決を決めている訳ではないと思うんですが、判例以外の部分で悩まれたりした部分はなかったですか。

○（1番）

私たちが見たその判例というのは、2, 3行に要点がまとめてあって、それを裁判官が説明してくださいました。それをあくまで参考にして、今回自分たちが担当している事件について考えたときに、裁判員個人個人が、ああなる、こうなると考えて、量刑を判断していったということで、そんな大きな悩みはなかったですね。ただ、その判例がなかったら、もうどうしていいかわからないから、ものすごいストレスになっていたと思いますよ。結構具体的に説明していただきますので、それに個別の事情を勘案してプラスマイナスとそういう判断順序だったなと思っています。

○ (司会者)

御自身が担当した事件で、判決を何年と決めた時のスケールと言うか物差しにするようなものとして、その前例を見て、それを参考にして、当該事件の刑を決めて行ったという話でいいですかね。

○ (1番)

はい。

○ (A記者)

自分の判断が間違っていないか、どこで自分の心を納得させるのかというか。有罪か無罪かという決断を迫られたときに、無罪の人を有罪にしているのではないかという葛藤があったりとか、そういう難しさはなかったですか。

○ (小松本部長)

今日参加された皆さんが経験された事件は、有罪であることが前提となって議論をしていくという事件でしたので、有罪無罪の判断で悩むという事件ではありませんでした。

○ (G記者)

裁判員経験者の方にお聞きしたいんですが、裁判員をされていたときに、忘れられないシーンとかがあれば教えていただきたいと思います。

○ (2番)

裁判長が主文を5年と言った時に、被告人が立っていたところからばたんと倒れたんですね。どきっとしましたね。

○ (3番)

被害者の息子さんの感想文の内容がちょっと身に染みるというか、私たちが最初に考えていたのと、家族の方の考えが違うかなというところで、ああ、そこまで考えているかなというところで、ちょっと感想を聞いた時、ああ遺族の方はずっとこんなふうを考えていたんだなと、そこが、悲しさと今まで大変だったんだらうなと感じられたところがありました。

○ (4番)

私が感じたことは、被害者の方がちょっと目の届くところにいたんですけど、その人が涙を流しているのが一番印象的でした。

○ (1番)

どうしても担当した事件が殺人事件だったこともあり、被害者の家族の表情が今でも浮かんできます。じっと加害者の方を睨み付けるではないですが、ずっと見ておられました。それが今でも浮かんでくることはあります。被害者の心情的には理解できるところはあります。

○ (C記者)

これまでの話で、裁判官の方や職員の方の配慮で、かなり裁判員の方はやりやすい環境が整えられていたんだなという印象をすごく受けたんですが、逆に、もう少しこういうところを改善した方がもっと制度として良くなるんじゃないかなというところがあれば伺いたいです。選任手続から判決までいろんなステージがあると思うんですが、どのステージでも構わないので、改善すべき点があればお伺いしたいと思います。

○ (司会者)

ぜひ、私からもお聞かせ願いたいと思います。

○ (2番)

多少話がずれるかもしれませんが、裁判所に対してもっと予算を付けてもらって、黒板も普通の黒板ではなくて、電子黒板にすればいいと思うんですよ。書き写すのを裁判長じゃない裁判官の二人が一生懸命筆記しているんですよ。裁判所に対して予算を付けてあげたほうがいいんじゃないかということ、マスコミの方から一言、ちらっとでも言ってもらえると嬉しいかなと思います。

○ (4番)

最初に30人くらい呼ばれてきて、そこで抽選があって選ばれるんですけど、私は目の前で自分が抽選のくじかなんかを引くのかなというイメージで来たものですから、いきなり職員の方が、何番、何番が決まりましたと言われましたが、目の前でやってくれないのかなと思いました。

○ (C記者)

選任手続が不透明ということですか。

○ (4番)

パソコン抽選ということですね。

○ (司会者)

画面は見られないとしても、せめて目の前で抽選してくれればということですかね。

○ (4番)

そうですね。

○ (司会者)

それでは、時間となりました。経験者の皆さんにはお忙しい中本当にありがとうございました。大変貴重なお話をさせていただきました。記者の皆さんにも今回参加していただきましてありがとうございました。

本日お話ししていただいたご意見も踏まえて、今後の裁判員裁判の参考

とさせていただきたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。

これで、意見交換会を終了させていただきます。